

## 地方税における猶予制度の見直し

○ 地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しを行うが、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする。

(注) 平成28年4月1日から施行。

	要件	延滞金	その他	
			改正前	改正後
<b>徴収猶予</b> [納税者の申請]	① 災害、盗難、病気等 ② 事業の休廃止等 ③ 賦課決定等の処分の遅延	(①の場合) 免除  (②・③の場合) 軽減 (27年は1.8%)	・猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・原則、担保が必要 ※ 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ・同左 ※ 条例で定める場合は不要 ・分割納付の規定整備 (条例で定める分割納付の方法による。) ・資産・収入等の条例で定める資料提出 (提出困難な場合を除く。) ・不許可事由・取消事由の整備 (条例で定める事由を含む。) ・申請に係る質問検査権の整備
<b>換価の猶予</b> [地方団体の長の職権]	次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 事業継続・生活維持困難 ② 猶予することが徴収上有利	軽減 (27年は1.8%)	・猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・原則、担保が必要 ※ 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ※ 条例で定める場合は不要 ・分割納付の規定整備 (条例で定める分割納付の方法による) ・資産・収入等の条例で定める資料提出 ・不許可事由・取消事由の整備 (条例で定める事由を含む。)
【新設】 [納税者の申請] 申請期限: 納期限から条例で定める期間内	一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき(他に地方税の滞納がある場合その他条例で定める場合を除く。)			